

## 大津市環境美化センター改築事業に係る環境影響評価方法書に関する県関係課の意見

部局名	課室名	留意すべき事項および問題点	許認可・届出	根拠法令	大津市回答
琵琶湖環境部	温暖化対策課		事業者行動計画の策定	滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例第20条	
琵琶湖環境部	森林政策課	本事業で整備される施設の区域については森林法の規制は受けない、事業計画地の一部に森林法で規定する地域森林計画対象森林が含まれ、その対象森林内で1ha以下の伐採や土地の形質を変更する行為を行う場合は、下記(1)から(3)の事項に留意すること。	伐採及び伐採後の造林の届出書	森林法第10条の8第1項	今後事業計画の検討を進め、土地利用計画を作成の上、担当部局と協議を行います。
琵琶湖環境部	森林保全課	(1)森林法第10条の8第1項の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書を大津市に提出すること。 (2)治山事業・造林補助金等の交付の有無について、西部・南部森林整備事務所と協議すること。 (3)大津市森林整備計画との整合について、大津市と協議すること。			
農政水産部	農業経営課		伐採後の木材を肥料に利用する(第3者へ渡す)場合は、特殊肥料生産業者届出、肥料販売業務開始届出が必要	肥料取締法	
農政水産部	水産課	環境影響評価の実施にあたっての魚類の生息状況調査においては、その調査方法によっては、漁法(採捕方法)、魚種によってはの採捕禁止期間・採捕制限体長などの規制があり、その解除には特別採捕許可が必要。	特別採捕許可	滋賀県漁業調整規則	魚類調査の実施にあたっては、予め貴課と協議し、必要に応じて採捕許可申請を行います。
土木交通部	都市計画課		風致地区内行為の許可等、歴史的風土保存区域における届出、屋外広告物の許可等、景観法に基づく届出	大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、屋外広告物法、大津市屋外広告物条例、景観法、大津市景観法施行条例	

部局名	課室名	留意すべき事項および問題点	許認可・届出	根拠法令	大津市回答
土木交通部	砂防課	建替予定の敷地において土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定があり、当該地で居室を有する建築物を建築する場合、作用する衝撃等に対して建築物が安全であるかの建築確認がされる。			建築物および構造物の安全性について十分配慮した計画とします。
土木交通部	流域政策局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為により、流末排水河川に支障をきたさないよう、既存施設における雨水排水計画を確認したうえで、流域治水政策室と協議すること。なお、雨水排水計画の作成においては、「開発に伴う雨水排水計画基準(案)」(平成14年4月滋賀県土木交通部河港課)を参考に作成すること。</li> <li>・開発行為に伴い、河川の汚濁等が発生しないよう河川環境の保全に留意すること。</li> <li>・開発事業計画において、滋賀県が公表している「地先の安全度マップ」を参考に、浸水被害に十分留意して土地利用計画を行うこと。</li> </ul> (上記3点は開発事業実施にあたっての留意点。環境影響評価の実施にあたっての留意点は無し。)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後事業計画の検討を進め、雨水排水計画を作成の上、流域治水政策室と協議を行います。</li> <li>・事業の実施に伴い、河川の汚濁等が発生しないよう河川環境の保全に留意します。</li> <li>・浸水被害に十分留意して土地利用計画を行います。</li> </ul>
教育委員会	文化財保護課	「方法書」83頁 表4-2-31、85頁 表4-2-32の「石山寺硅灰岩」は、正しくは「石山寺硅灰石」であり、確認すること。			準備書において修正します。